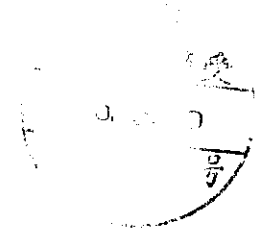



株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】

【提出書類】(2) 変更報告書 No 1
 【根拠条文】 法第 27 条の 25 第 1 項
 【提出先】 関東財務局長
 ホワイト&ケース神田橋法律事務所
 【氏名又は名称】(3) 弁護士 高木施文 
 【住所又は本店所在地】(3) 東京都千代田区神田錦町一丁目 19 番地 1
 神田橋パークビルディング
 【報告義務発生日】(4) 平成 15 年 10 月 22 日
 【提出日】 平成 16 年 3 月 5 日
 【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1 名
 【提出形態】(5) その他

第 1 【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	ドリームテクノロジー株式会社
会社コード	4840
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	大阪
本店所在地	東京都中央区日本橋本町四丁目 1 1 番 1 号

第 2 【提出者に関する事項】

1 【提出者(大量保有者) / 1】(7)

(1) 【提出者の概要】(8)

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	アキヤマ ホールディング アンド ファイナンス エスエイ (Akiyama Holding & Finance SA)
住所又は本店所在地	Road Town Pasca Estate P.O. Box 3149 Tortola, British Virgin Islnads, England
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

□【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

□【法人の場合】

設立年月日	平成 13 年 5 月 9 日
代表者氏名	秋山新
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	国内外への投融資

□【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ホワイト&ケース神田橋法律事務所 弁護士 高木施文
電話番号	(03) 3259-0200

(2)【保有目的】(9)

純投資

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

□【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本 文	法第 27 条の 23 第 3 項 第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項 第 2 号
株券 (株)	6,523 株		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B 5,000 株	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 11,523 株	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 11,523 株		

保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 5,000 株
---------------------------------------	-----------

□ 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 16 年 3 月 1 日現在)	S 21,963.8 株
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	42.74%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	33.93%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】 (11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成 15 年 10 月 22 日	新株予約権	5,000 株	取得	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

該当事項はありません

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)


□ 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	999,904
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	0
上記 (V) の内訳	無償
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	999,904

委任状

平成16年 3 月 4 日

Road Town Pasea Estate P.O. Box
3149 Tortola, British Virgin Islands,
England

Akiyama Holding & Finance SA
代表取締役社長 秋山 新 

私は、下記の者を代理人と定め、証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する一切の権限を委任する。

記

1. 東京都千代田区神田錦町一丁目19番地1
神田橋パークビルヂング
ホワイト&ケース神田橋法律事務所
2. 弁護士 高木 施文